

静岡県告示第111号

昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)の規定による水域類型の環境基準を達成するために必要な期間（昭和47年静岡県告示第510号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月25日

静岡県知事 鈴木康友

別表中 「

白田川	白田川本流	河川A	直ちに達成
河津川	河津川本流	河川A	直ちに達成
稲生沢川	稲生沢川本流		
青野川	青野川本流		
鮎沢川	鮎沢川本流		

を

「

白田川	白田川本流	河川AA	直ちに達成
河津川	河津川本流	河川AA	直ちに達成
稲生沢川	稲生沢川本流	河川A	直ちに達成
青野川	青野川本流	河川A	直ちに達成
鮎沢川	鮎沢川本流	河川A	直ちに達成

に、

「

沼川上流	昭和第二放水路分岐点 から上流	河川C	直ちに達成
------	--------------------	-----	-------

を

「

沼川上流	昭和第二放水路分岐点 から上流	河川B	直ちに達成
------	--------------------	-----	-------

に、

芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川A	直ちに達成	」を
芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川AA	直ちに達成	
」に、				
」を	栃山川	栃山川本流	河川C	3年
」に改める。	栃山川	栃山川本流	河川B	直ちに達成

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。